

令和4年9月9日

保護者 各位

岡山県立鴨方高等学校
校長 三村 雅則

新型コロナウイルス感染症に係る患者の療養期間等の見直しについて

平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し（短縮）を受け、岡山県教育委員会から通知がありました。

つきましては、令和4年9月7日から適用となり、現時点での陽性者も含め、療養期間が短くなりましたので、次のことに御留意いただき、健康観察及び適切な感染症対策の徹底とともに、適切な御対応をお願いいたします。

記

1 有症状患者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※)後 24 時間経過した場合には8日目から解除

2 無症状患者

検体採取日（PCR検査日）から7日間を経過した場合には8日目に療養解除

※5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除

3 濃厚接触者（変更なし）

最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間

※2日目及び3日目の抗原定性検査（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除（登校）が可能

その他

- (1) 解除後、3日程度は感染リスクが残存することに留意し、感染症対策を徹底してください。
- (2) 生徒本人や家族に風邪症状や発熱等がある場合は登校を控え、診療・検査医療機関等を受診するか、新型コロナウイルス受診相談センター等へ御相談ください。
- (3) 今後、新型コロナウイルスの感染状況の変化により、対応等の変更や追加がある場合があります。

※症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね 37.5℃以下で、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

(参考) 岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/803008.html>